

幼稚園等ICT化支援補助金 Q & A（裏面もご確認ください）

No	区分	質問	回答
1	対象範囲	事業者は市町村が設置する公立幼稚園及び認定こども園を含むのか。	含む。
2	対象範囲	幼稚園型認定こども園は、幼稚園と同様と考え、補助対象施設として捉えてよいか。	よい。
3	対象範囲	幼保連携型認定こども園は本事業の対象となるか。	対象。但し、こども家庭庁で募集する「保育所等におけるICT化推進事業」と重複した事業を申請することは不可。
4	申請手続	こども家庭庁で実施している事業との重複確認は、どのように実施するか。	交付申請時に誓約書を作成し、提出してください。
5	申請手続	令和5年度及び令和6年度第1回幼稚園等ICT化支援補助金に申請した施設でも第2回募集に申請可能か。	交付決定を受けている場合は申請不可。（額の確定時に0円で確定された場合を除く。）
6	提出書類	仕様書の提出は必須か。	相見積もりの有効性確認のため必須。県で見積り依頼書（兼仕様書）という作成例を用意しましたのでご活用ください。
7	提出書類	見積書は何社用意すればよいか。	2社以上の見積書を用意してください。 事前着手事業であっても、金額の妥当性確認のために、交付申請時には参考見積書として1社徴取して提出してください。
8	提出書類	オンラインで発行した見積書は有効か。	有効。 但し、宛名等で申請者向けの見積書と確認出来ないものは不可。また、実績報告時に必要な書類（納品書、請求書、領収書）が発行出来ない場合、補助対象と認められない場合があるので、必ず購入前に採択業者と発行書類について調整してください。
9	提出書類	1社が独占して販売している商品の相見積書はどのようにすればよいか。	概ね3つの考え方がある。 ① 特許取得システム等については、特許番号や申請中の旨が確認出来る「専売証明書」を徴取してください。 ② 販売窓口が複数ある商品に関しては、他の販売窓口から「相見積書」を徴取してください。 ③ その他の商品については、商品名ではなく、その商品と同等の性能や機能を持った類似商品の見積書を徴取してください。
10	提出書類	相見積書を同一会社の他支店から徴取してもよいか。	不可。
11	提出書類	見積書の記載内容は〇〇 一式のような記載でよいか。	不可。可能な限り詳細な記載にしてください。
12	提出書類	システムの見積書に必要な記載内容はあるか。	一括払いの場合、原則機能毎の金額明細が必要。 月額払いの場合、対象期間（月額料×月数）
13	提出書類	リース契約の見積書の場合であっても、2社見積が必要か。	購入する物件の見積書とリース会社の見積書をそれぞれ2社以上徴取して提出してください。その際、リース料率を明確にして見積書を作成してください。

14	提出書類	納品先を幼稚園以外の場所に設定してよいか。	納品先は必ず幼稚園としてください。
15	補助対象経費	交付基準額の基礎となる学級数はどのように考えるか。	学級数は、交付年度の5月1日現在の認可学級数と実学級数のどちらか低い方としてください（国の学校基本調査及び県の現況調査で回答した学級数が基準です。0人学級は含めません。） 認定こども園で3号園児を受け入れている場合は、以下の計算式で3号園児学級数を算定し、前段の教育に係る学級数に加算して計画書に入力してください。 $(3号園児学級数) = (0歳児在園児数) \times 1/3 + (1 \sim 2歳児在園児数) \times 1/6$
16	補助対象経費	幼保連携型認定こども園の学級数は0～2歳の学級も含むか。	0～2歳児を受け持っている教職員分でも対象となりますが、学級数の考え方はQA15のとおり。
17	補助対象経費	補助対象となる期間はいつからか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに係る経費のみ対象。事前着手を行う場合は事前着手届の提出必須。
18	補助対象経費	補助対象となる経費の支払いはいつまでに行えばよいか。	物品購入費、リース料、月額利用料等経費の種別に関わらず令和7年3月31日までに業者への支払いを行ってください。（口座引き落としの場合も令和7年3月31日までに引き落とし完了する必要があります。）
19	補助対象経費	費用負担の発生するシステムを導入することなく、パソコンやタブレット等の備品を購入することはできるか。また、パソコン等の備品であれば、すべて補助対象となるのか。	システムに掛かる経費が0円の場合は、備品のみ申請可能。 パソコン等の備品のみの購入の場合も、教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
20	補助対象経費	パソコン等の備品であれば、全て対象となるのか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するための明確な使用目的や必要性が説明できるものであれば補助対象とすることが可能。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。
21	補助対象経費	導入するシステムや備品が高額なものになるが、対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するための明確な使用目的や必要性が説明できるものであれば補助対象とすることが可能ですが、県の補助要綱上、次のとおり定められています。 （補助事業の遂行） 第6条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。 そのため、必ずしも対象となるものではありません。国と協議する場合があるので、別途導入の理由書等参考資料の提出を求めています。

22	補助 対象 経費	スマートフォンの導入を考えているが対象となるのか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するための明確な使用目的や必要性が説明できるものであれば補助対象とすることが可能。 資料を電子化するために必要になるパソコンやタブレット端末等の区分で補助対象とするため、パソコンやタブレットではなく、スマートフォンでなければ出来ないものがある等の合理的な理由が必要。 連絡用等の携帯電話としての用途として導入する場合は対象外。
23	補助 対象 経費	対象となる備品は。	①資料を電子化するために必要になるパソコンやタブレット端末等を想定。入力用の電子機器（タッチペンやキーボード等）に関しても、パソコンやタブレット端末での資料作成業務に必要不可欠である説明が可能な場合に、補助対象とする。（使用機器と同時に導入する場合に限る。） ノートパソコンに外付けキーボードやマウスを導入する場合、内蔵のキーボードやタッチパッドに類似の機能があるため、原則対象外。 ②教育に係る資料の電子化に必要な情報システムで利用する備品も対象とするが、次のどちらかの要件を満たすこと。 a. 単独で動作すること。 例）NAS機能付きHDD→対象 ネットワーク機能を有さない通常のHDD→対象外 b. 導入する機器の <u>動作に必須</u> であること。 例）デスクトップ型PCでモニターが付属していない場合に購入するモニター→対象 ノート型PCで見づらいために購入する液晶モニター→対象外
24	補助 対象 経費	園務改善費では、一人一台の教職員向けパソコンやタブレット端末は対象外であったが、本補助金においても同様の取扱いか。	一人一台の教職員向けパソコンやタブレット端末も対象となる。
25	補助 対象 経費	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途導入する備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は補助対象とできるか。	備品の購入費用を補助対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については、導入初年度に係る費用を交付対象とすることは可能。
26	補助 対象 経費	システムを運用するにあたって、必要な機器等の購入費は補助対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するため最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費及びリース料（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）が補助対象となる。一部対象外のものもあるので、本 QA をご確認ください。
27	補助 対象 経費	既存システムの改修費は対象か。	既存システムに含まれない別のシステムを導入、もしくは既存システムに新たなオプション機能を付け加える費用のみ、システム改修費として対象。
28	補助 対象 経費	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。

29	補助対象経費	リース・保守費・通信費等について、複数年契約した場合はどうすればいいか。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに係る経費のみ対象。
30	補助対象経費	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	当該申請年度に係る導入初年度の経費のみ対象。（システム導入に必須のため導入したという説明が必要）
31	補助対象経費	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
32	補助対象経費	バスの運行管理システムは対象となるか。	対象。
33	補助対象経費	上記に伴うGPS端末やIP通話システム、無線等についても同様か。	対象外。
34	補助対象経費	オンライン保育関係のシステム及び備品は引き続き対象となるか。	本事業は「教育」に係る資料の電子化について必要となるICT環境の整備を行うものであり、「保育」を目的としたものについて対象としていない。ただし、QA19やQA43を満たすものであるとの説明が可能であるとするならば対象となる余地はある。
35	補助対象経費	園児向け教材作成にシステムや機器を活用したいが対象となるか。	原則対象外。 本補助金の対象となるシステムや機器は教職員が作成する教育に係る資料（主に指導要録や指導案）に関連したものとされています。園児向けの教材作成は教職員が行うものですが、幼稚園での教育目的を達成するための「保育」と密接に関連するため、補助対象外です。
36	補助対象経費	映像配信用のシステムは対象となるか。	QA43に記載のとおり、教育に係る資料の蓄積や資料の共有を可能にするものをシステムとして想定している。映像について「教育に係る資料」として整理を行い、配信することが補助の目的としている「共有等」に該当すると説明が可能であれば、対象の余地はある。
37	補助対象経費	ホームページの改修は対象となるか。（保護者専用ページでの連絡、画像や動画配信等）	例えば、教職員が作成した「園だより」をHPで公開することを目的としているなど、要綱や事業概要上の内容に即したものであれば対象の余地はある。（現時点にない機能を付け足す場合に限る）※広報に関するものは対象外。
38	補助対象経費	みまもりカメラやその運用システムは対象となるか。	システムについては、どのような点で教育に係る資料の電子化になるのか不明のため対象外。備品においては、QA19を満たす必要がある。
39	補助対象経費	感染症対策に対応した検温システムは対象となるか。（登園時の体温を検温と同時に顔認証し、園児毎にリスト化するもの。）	システムについては、どのような点で教育に係る資料の電子化になるのか不明のため対象外。備品においては、QA19を満たす必要がある。
40	補助対象経費	教員向けオンライン研修受講用のプロジェクターやスクリーンは対象となるか。	どのような点で教育に係る資料の電子化なのか不明のため、対象外。

41	補助 対象 経費	園で実施する保護者会で情報共有のために利用する視聴覚機器は対象となるか。	本補助金の「共有」は、オンライン上での情報共有を対象とするため、園で直接保護者向けに実施するものは対象外。
42	補助 対象 経費	門扉にICカード読み込み機を設置して、登降園を管理するシステム及びその設置費用は対象となるか。	登園管理においては、例えば園児の登園記録を資料として管理・保存しているという場合であれば対象の余地はあるが、幼稚園においては、文部科学省が実施する「私立幼稚園施設整備費補助金」の「防犯対策」若しくは「特別防犯対策」、認定こども園においては、市町村が実施する「就学前教育・保育施設整備交付金」の「防犯対策強化整備事業」に応募することが適当。本事業での補助の可否に関しては、個別に相談すること。
43	補助 対象 経費	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	教育に係る資料の蓄積や保存を可能にするものや作成した資料に関して教職員や保護者等に容易に共有をすることのできるシステムを想定。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。なお、シフト管理や請求書等の金銭管理などのシステムについては対象外。
44	補助 対象 経費	指導要録作成システム等の購入について、仕様上の要件（この仕様では対象外等）はあるか。	事業概要記載以外のものは特段定めていない。
45	補助 対象 経費	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	対象外。
46	補助 対象 経費	備品やシステムのリース料は対象となるか。	指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システム、教育に係る資料の電子化に必要となるパソコン及びタブレット等については、初年度の導入経費として対象となり得る。ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。 備品（パソコン及びタブレット以外）のリース料は対象外。
47	補助 対象 経費	運搬費（送料）は対象か。	対象外。
48	補助 対象 経費	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	備品のみ対象外。（システムやパソコン、タブレット、通信環境整備に関する費用は対象。）
49	補助 対象 経費	消耗品について、例えばSDカードやHDDドライブ、USBメモリといった外部記録媒体やケーブル類も対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。（原則、本補助金を活用して導入する備品を動かすために必須のものを想定。）
50	補助 対象 経費	資料をPDF化するスキャナは対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。

51	補助 対象 経費	スキャナ機能やプリンタ機能がついている複合コピー機は対象となるか。（家庭用プリンタ含む。）	印刷をすることが「資料の電子化」と矛盾をしていると考えられるため、対象外。
52	補助 対象 経費	電子化した資料を運用するPDF編集ソフトやオフィスソフトは対象となるか。（単体での購入も対象となるか。）	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するためであることが説明できるものであれば補助対象とすることが可能。
53	補助 対象 経費	スマートフォンやタブレットを月賦契約で購入した場合に、導入初年度に係る費用は対象となるか。	該当の備品がQA19を満たすものとして整理が可能あり、月賦にする合理的必要性がある場合は導入初年度に係る費用のみ対象。
54	補助 対象 経費	QA53に関連して、残価設定ローンで購入した場合にも対象としてよいか。また、法人のレンタル契約は対象となるか。	残価設定ローンに関してはQA53に同じ。法人レンタル契約に関しては、対象外。
55	補助 対象 経費	どういった通信環境整備が補助対象となるか。	資料の電子化に必要となること及び幼児教育の質の向上に資するということの説明が可能であれば対象。
56	補助 対象 経費	園務改善費では対象外であった電波が届いているが、システムや備品の利用には電波が弱い部屋へのWi-Fi整備は対象となるか。	QA27のように既存のシステム等に係る経費は対象外のため、新規システムや備品導入に伴う等の合理的必要性を説明可能であれば対象。
57	補助 対象 経費	通信環境整備の更新に関しても対象となるか。	上記と同様に考える。
58	補助 対象 経費	システム導入に必要な無線LANは対象となるか。	教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するICT化にあたり、無線LAN設置による通信環境の整備が必要なのであれば、設置に係る費用も対象となる。その場合は、無線LANルータ（機器）の購入費だけでなく、工事費（大規模な施設整備になるものを除く）など、一体的に必要となる費用も含めることができる。
59	補助 対象 経費	別の補助金を活用して導入した既存システムのほかに、別の新たなシステムを導入することは可能か。	原則は対象外だが、双方のシステムに機能の被りがない場合、または双方のシステムを併用することで教育に係る資料の電子化に必要となること及び教育の質の向上に資するという説明ができる場合は対象。

60	その他	採択した業者から欠品により納品物が変更になる旨の連絡があった。どのような手続きが必要か。	以下のとおり対応をお願いします。 ・変更前の商品と同等品で価格が変わらないケース 採択業者から園宛の納品物の変更理由書（変更前後の製品名や型番、変更理由が記載されたもの）を納品書とともに徴取してください。 ・変更前の商品と同等品だが価格は上がるケース ①採択時の不採択業者の金額を超えない場合 業者から園宛の納品物の変更理由書（変更前後の製品名や型番、変更理由が記載されたもの）を納品書とともに徴取してください。 ②採択時の不採択業者の金額を超える場合 再度２社以上の見積り合わせを実施して、安価な業者から購入してください。 ・変更後の商品の同等品がなく価格は変わらないケース 再度２社以上の見積り合わせを実施して、安価な業者から購入してください。 交付決定前後で提出タイミングが変わりますので、個別に担当者にご相談ください。
----	-----	---	--